

## 品川区老人訪問看護ステーション運営費補助金交付要綱

制定 平成6年6月15日区長決定 要綱第47号  
改正 平成8年12月12日部長決定 要綱第69号  
改正 平成31年4月22日部長決定 要綱第234号  
改正 令和3年3月31日部長決定 要綱第92号

### (目 的)

第1条 この要綱は、品川区医師会および荏原医師会（以下「医師会」という）が、在宅で療養する高齢者等を支援するために実施する老人訪問看護事業の運営に要する経費を助成し、もって品川区における総合的な在宅ケア体制の整備に資することを目的とする。

### (補助金の交付額)

第2条 補助金は、医師会に対し、前条の事業に要する経費の一部を予算の範囲内で交付するものとする。

### (補助金の交付額の通知)

第3条 区長は、年度当初において、補助金交付予定額通知書（様式第1号）により、医師会に通知する。

### (補助金の交付申請)

第4条 医師会は、別に定める期限までに補助金交付申請書（様式第2号）に事業計画書および収支予算書を添えて、区長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査し、適正であると判断したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）を医師会に送付するものとする。

### (請求書の提出)

第6条 医師会は、前条に規定する補助金交付の決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに、補助金交付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

### (事故報告)

第7条 医師会は、補助対象事業の全部または一部の遂行が不可能となった場合、速やかに区長に報告しなければならない。

### (補助金の交付決定の取消等)

第8条 区長は、補助金の交付決定通知を受けた医師会が、その後の事情により事業の全部または一部の遂行ができなくなった場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

### (事業遂行状況の報告)

第9条 区長から補助対象事業の遂行状況の報告を求められた場合、医師会はこれに応じなければならない。

### (実績報告書の提出)

第10条 医師会は、補助対象事業の終了後または毎会計年度終了後、速やかに補助対象事業の事業実績報告書（様式第5号）を区長に提出しなければならない。

### (検 査 等)

第11条 区が補助対象事業の経理について検査するときは、医師会は誠実に応じなければならない。

### (補助金の経理等)

第12条 医師会は、補助金の収支に関する帳簿および事業に関する記録を整理し、経理および事業

の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消)

第13条 医師会は、次の各号に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正手段により交付を受けたとき
- (2) 他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容、または、これに付した条件に違反したとき

(補助金の返還等)

第14条 区長は、補助金交付の決定の全部または一部を取り消したときは、補助金の全部または一部の返還を命じなければならない。

(違約金)

第15条 補助金交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたとき、設置者は、当該補助金を受領した日から返還日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を区に支払わなければならない。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。